

粉じん又は有害ガスに係る特定施設一覧

(富山県公害防止条例施行規則(別表第1)から抜粋)

施設の種類	
用途	施設の名称
1 工場等に常時用いるもの	(1) 粉塊運搬用コンベア (地上2m以上に設置するものであって機長が50m以上のもの、屋外に設置するもの及び常時固定させて使用するものに限る。)
	(2) 粉末である原料、中間体、製品及び廃棄物(包装されたものを除く。)の貯蔵、堆積場 (建屋内にあるもの及び面積100㎡未満のものを除く。)
2 食料品製造業の用に供するもの	(1) 粉碎施設
	(2) ふるい分施設
3 繊維工業(衣服その他の繊維製品に係るものを除く。)の用に供するもの	(1) 樹脂加工施設
	(2) 植毛施設
	(3) 製綿施設
	(4) 起毛施設
4 木材若しくは木製品製造業又はパルプ、紙若しくは紙加工品製造業の用に供するもの	(1) 蒸解施設
	(2) セロファン製膜施設
	(3) 木工用集じん施設
	(4) 塗装施設
	(5) 接着施設
	(6) 鋸断施設
	(7) 研削・研磨施設
	(8) 粉碎施設
	(9) 含浸施設
	(10) 薬品回収施設
5 出版若しくは印刷業又はこれらの関連産業の用に供するもの	(1) グラビア印刷施設
	(2) 金属板印刷施設

施 設 の 種 類	
用 途	施 設 の 名 称
6 化学工業又は石油製品若しくは石炭製品製造業の用に供するもの	(1) 反応施設
	(2) 合成施設
	(3) 分離施設
	(4) 吸収施設
	(5) 溶解施設
	(6) 精製施設
	(7) 抽出施設
	(8) じょうりゅう施設
	(9) 電解施設
	(10) 重合施設
	(11) 蒸発・濃縮施設
	(12) 晶出施設
	(13) 乾燥施設（医薬品製剤用は除く。）
	(14) 焙焼施設
	(15) 粉碎施設
	(16) ふるい分施設（医薬品製剤用は除く。）
	(17) 気化・液化施設
	(18) 充てん施設
	(19) 分解施設
7 ゴム製品製造業の用に供するもの	(1) 加硫施設
	(2) 混練施設
8 窯業又は土石製品製造業の用に供するもの	(1) 混合施設
	(2) ふるい分施設
	(3) 石綿加工施設
	(4) 粉碎施設

施 設 の 種 類		
用 途	施 設 の 名 称	
9	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業又は精密機械器具製造業の用に供するもの	(1) 金属溶解施設
		(2) 精練施設
		(3) 電気めっき施設
		(4) 溶融めっき施設
		(5) 酸洗施設
		(6) ソルトバス
		(7) エッチング施設
		(8) 電解研磨施設
		(9) 化成皮膜施設
		(10) 溶射施設
		(11) 塗装施設
		(12) プラスチック流動浸漬施設
		(13) 乾燥焼付施設
		(14) 表面処理施設
		(15) 粉碎施設
		(16) 配合施設
		(17) ふるい分施設
		(18) 鑄物砂処理施設
10	その他の製造業の用に供するもの	(1) プラスチックの発泡施設
		(2) プラスチックの混練施設
		(3) 塗装施設
		(4) 乾燥焼付施設
		(5) 電気めっき施設
11	倉庫業又は運輸に付帯するサービス業に供するもの	選炭施設
12	ガス業の用に供するもの	(1) 精製施設
		(2) じょうりゅう施設
		(3) 分解施設
		(4) 配合施設

備考2

有害ガスを発生することによって特定施設に該当するものは、次に掲げるものを使用し、又は発生するものに限る。

- (1) アンモニア (2) シアン化水素 (3) 一酸化炭素 (4) ホルムアルデヒド (5) メタノール
(6) 硫化水素 (7) 燐化水素 (8) 二酸化窒素 (9) アクロレイン (10) 二酸化いおう
(11) 二硫化炭素 (12) ベンゼン (13) ピリジン (14) フェノール
(15) 硫酸 (三酸化いおうを含む。) (16) ホスゲン (17) 二酸化セレン
(18) クロルスルホン酸 (19) 黄燐 (20) 三塩化燐 (21) 臭素 (22) ニッケルカルボニル
(23) 五塩化燐 (24) メルカプタン (25) アニリン (26) セレン化水素
(27) 臭化水素 (28) モノクロル酢酸 (29) アセトン (30) キシレン (31) 三塩化エチレン
(32) トルエン (33) メチルエチルケトン (34) ヘキサン (35) 酢酸エステル
(36) オキシ塩化燐 (37) 燐酸化物